

労働者派遣法に基づくマージン率等の公開について

令和4年5月10日

トミックス株式会社

派遣スタッフならびに派遣先事業主の皆様へ

平成24年10月施行の改正労働者派遣法第23条第5項により、労働者や派遣先となる事業主がより適切な派遣会社を選択できるよう派遣元事業主の情報公開が義務化されました。

上記に基づき以下の通り掲示します。

- | | |
|-----------|-------|
| 1.派遣労働者の数 | 67名 |
| 2.派遣先数 | 11社 |
| 3.マージン率 | 25.0% |

※マージンの中には、以下の費用が含まれています。

- ・社会保険料（厚生年金保険、健康保険）
- ・雇用保険料・労災保険料
- ・有給休暇負担分・特別休暇取得分
- ・会社での教育訓練費・福利厚生費（図書補助費、作業服支給、各種行事参加等）
- ・会社管理費及び営業利益

4.教育訓練

機械設計基礎訓練、3D-CAD基礎訓練、WORD、EXCEL基礎訓練

- | | |
|---------------------|---------------|
| 5.労働者派遣に関する料金の額の平均額 | 20,240円／1日8時間 |
|---------------------|---------------|

- | | |
|------------------|---------------|
| 6.派遣労働者の賃金の額の平均額 | 15,630円／1日8時間 |
|------------------|---------------|

7.その他派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

当社では、雇入時、派遣開始時、派遣料金額の変更時において、個々の派遣労働者に対し、書面を交付する方法により、派遣料金の平均額を明示します。

以上